# 土木工事特記仕様書(令和6年7月1日以降適用)

## (土木工事共通仕様書の適用)

- 第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室)、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、 便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限り でない

## (土木工事共通仕様書に対する補足事項)

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおり とする。

## (建設副産物)【追加】

1-1-1-24 建設副産物

## 14. 建設副産物実態調査

受注者は、令和6年度中に完成し、かつ請負代金額100万円以上の工事については、第4項及び第5項の規定に関わらずCOBRISにより、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

## (工事成績評定の選択制)

- 第3条 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札(価格競争)並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に 関する意向確認書」(以下「意向確認書」という。)を発注者契約担当に提出しなけれ ばならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

#### 工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/

## (1日未満で完了する作業の積算)

- 第4条 「1日未満で完了する作業の積算」(以下「1日未満積算基準」と言う。)は、 変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ~ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで1日作業となる場合には、1日未 満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議 に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督員に提出すること。 実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算 基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。

5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木 工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適 当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

## (熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

- 第5条 本工事は、日最高気温が 30 ℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を 行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領(以 下「試行要領」という。)」を適用する。
- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30 ℃以上の真夏日の日数に 応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30 ℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議 を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温(日最高気温 30 ℃以上対象)または環境省公表の観測地点の暑さ指数(WBGT)(日最高 WBGT25 ℃以上対象)を用いることとする。

熱中症対策に質する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601

#### (資材価格高騰に対する特例措置)

- 第6条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。
- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変 更するものとする。

#### (仮設トイレの洋式化)

- **第7条** 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ (快適トイレ)」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。
  - ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
  - ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、 女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

## (建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】)

第8条 本工事は、土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事(発注者指定型)」の対象工事であり、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/

## (情報共有システム活用工事【発注者指定型】)

- 第9条 本工事は、土木工事等において情報共有システムの活用を原則とする「情報共 有システム活用工事(発注者指定型)」の対象工事である。
- 2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領」を適用することと する。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC HP

https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/

## (CCUS活用推奨モデル工事)

**第10条** 本工事は、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保等を目的とした「建設キャリアアップシステム活用モデル工事(CCUS活用推奨モデル工事)」であり、次の URL にある「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」を適用することとする。

建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領

徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5044437/

## (担い手確保モデル工事【現場閉所型・発注者指定型】)

- 第11条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とした「担い手確保 モデル工事 (現場閉所型・発注者指定型)」であり、別に定める「担い手確保モデル工 事実施要領(以下「実施要領」という。)」を適用する。
- 2 実施要領に基づき本工事で月単位の週休2日に取組む場合は、工事着手までに取組 む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条第1項(1)による。

担い手確保モデル工事実施要領

徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/

## (暫定単価方式の試行)

- 第12条 本工事は、当初発注手続きの簡素化及び早期発注の観点から、暫定の単価及 び歩掛(以下「暫定単価」という。)を使用して積算した「暫定単価方式」の試行工事で ある。
- 2 特別調査及び見積りが必要な単価や歩掛については、過去の類似案件を参考に暫定単 価を設定し、積算している。
- 3 設定した暫定単価は、見積参考資料に示す。
- 4 契約後、暫定単価は、適切な単価及び歩掛に変更するものとする。

## (本工事の特記仕様事項)

第13条 本工事における特記仕様事項は、次のとおりとする。

#### 特記仕様書

#### 第1節 システム構成と概要

#### 1-1 システムの構成

徳島県水防情報伝達システムのうち、水防テレメータ部分の構成は、「別図-1 機器構成図」のとおりとする。

#### 1-2 工事概要

「水防情報伝達システム」で収集される河川の水位や雨量等のデータは、無線機器(テレメータ設備)を介して送信されている。このテレメータ設備ついては、設置から長年経過し更新が必要となっている。また、よりリアルタイムに近い情報提供を可能とするため、無線規格を国電通仕第 21 号から情報収集が短時間となる国電通仕第 54 号への移行を進める必要があり、国電通仕第 54 号及び第 21 号に対応したテレメータ装置に改良することで、無線規格の移行を推進するとともに老朽化している機器の更新を行うものとする。

テレメータ監視装置においては、98 箇所あるテレメータ観測局のデータが正しく通信できていることを確認すること。

なお、現在設置されている観測局は全て国電通仕第 21 号に対応したものであり、国電通仕第 54 号に対応したものは設置されていない。

## 第2節 機器構成

本仕様書の機器構成は、「別表-1機器構成一覧表」のとおりとする。

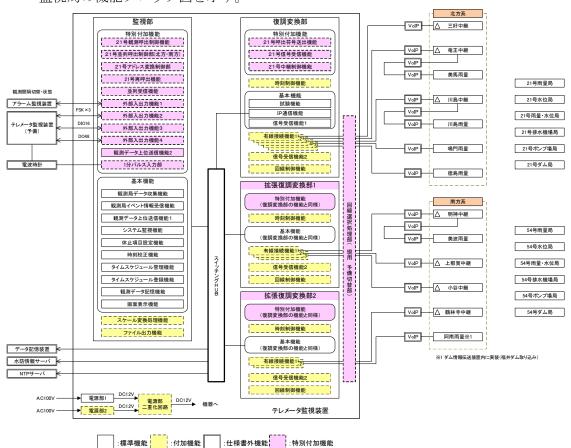
#### 第3節 機能仕様

3-1 テレメータ監視装置(対象:徳島県庁統制局)

国電通仕第54号 監視局装置による他、特記事項および付加機能は以下によるものとする。なお、無線規格の移行を進める中で、収集する観測局が54号と21号の混在となることから、21号に関する特別付加機能を実装する。また、監視装置は既設と同様に現用と予備の構成とする。

#### (1) 局構成

監視局の機能ブロック図を示す。



#### (2) 基本機能

監視装置の仕様は、次のとおりとする。

1) 構造 : 屋内据置自立筐体

2)外形寸法: (W) 650×(H) 2000×(D) 700mm 程度(取付金具を除く)3)塗装色: ベールホワイト または マンセル記号 5Y7/1 半ツヤ

4) 電源電圧 : AC100V

5) その他: 既設同様に電源部は2台構成の二重化とする。

なお筐体内に設置する機器等決定において、「電機通信設備 工事共通仕様書 令和6年度版」に基づき、耐震据付設計を実

施し、アンカーボルト強度検討を行う。

## (3) 付加機能(監視部)

本部は、下記の機能を有するものとする。

1) スケール変換処理機能 以下の局について、既設同様の変換処理を行うものとする。

大谷川局:水位、ゲート開度、風向、風速、ポンプ状態 打樋川局:ゲート開度、風向、風速、気圧、ポンプ状態

芝生川局:ゲート開度、風向、風速、ポンプ状態 田野川局:ゲート開度、風向、風速、ポンプ状態

2)ファイル出力機能

観測データ記憶機能に実装された観測データを PDF および

CSV 形式でファイル出力を行うものとする。

## (4) 付加機能(復調変換部)

本部は、下記の機能を有するものとする。

1) 時刻制御機能 本装置に実装されている全機能に対して時刻データ (内部処

理用タイマを含む)を提供する。時刻の精度は25ms以内とし、必要な精度を確保するため、新設するNTPサーバから、NTP(Network Time Protocol)等により内部クロック校正用の時刻校正情報を受信する。(NTPについては、ネットワーク構

成に依存する伝送遅延等の影響を考慮すること。)

2)信号受信機能 2 伝送速度として 1200bps と 200bps 両方の実装が必要な場合

に、追加実装するものとする。

3) 有線接続機能 本機能は、既設 VoIP 装置と接続するためのもので、次のア

〜ウの規格を満足するものとする。また、受信中(スケルチ、SR、RG)信号を使用する場合は、エについても規格

を満足するものとする。

ア. 入力レベル : 0~-30dBm の範囲に設定可能

イ. 入力インピーダンス :  $600 \Omega \pm 20\%$ 平衡

ウ. 方 路 数 :最大6方路

エ. 接続装置側インタフェース条件

① 出力形式 :無電圧メーク接点

② 接点容量 : D C 50 V 、50mA 以上

③ メーク時間 :接続装置側送信中連続

4) 回線制御機能 本機能は、有線回線の切り替えや切り離しを行うためのもの

で、オーバーリーチなどによる不要信号の入力を防止する場

合に付加する。

#### (5) 特別付加機能(監視部)

本部は、下記の機能を有するものとする。

1)21 号観測呼出制御機能

監視部に21号観測局呼出制御機能を追加することにより、 既設の21号方式の観測局や中継局の呼出ができるものとす る。一括呼出制御および個別呼出制御は行えるものとし、受 信不良による再呼び出し制御は行えないものとする。(呼出 機能を限定する。) 2)21号並列呼出制御部 2系統(北方系・南方系)を並列呼出する場合に付加するも

のとする。

3)21 号アドレス変換制御部 予め設定しているアドレス変換テーブルを基に、返送信号か

ら該当する観測局の処理が行えるものとする。

4)21 号再呼出機能21 号方式の観測局や中継局の再呼出が行えるものとする。5)並列受信機能54 号方式において 2 系統並列受信ができるものとする。

6) 外部入出力機能 1 既設のアラーム監視装置と接続し観測間隔の状態出力と上位

装置からの観測間隔切替情報を入力する。

7) 外部入出力機能 2 テレメータ監視装置(予備)と接続し、音声信号の入出力を

行うものとする。

8)外部入出力機能3 テレメータ監視装置(予備)と接続し、制御信号の入出力を

行うものとする。主に、手動切替、観測間隔、稼働状況、全

局一括呼出等に使用する。

9) 外部入出力機能 4 テレメータ監視装置(予備)と接続し、制御信号の入出力を

行うものとする。主に、回線切替等に使用する。

10)観測データ上位送信機能 2 観測データをデータ記憶装置向けに LAN 出力可能なものとす

る。

11)1分パルス入力部 本部は、既設電波時計と接続し、1分パルス入力による時計

校正を行えるものとする。ただし、本時計校正は、21 号方式

の制御に利用するものとする。

(6) 特別付加機能(復調変換部)

本部は、下記の機能を有するものとする。

1)21 号呼出符号送出機能 復調変換部に 21 号呼出符号送出機能を追加することにより、

既設の 21 号方式の観測局や中継局を制御する符号を送信する機能とパルス符号を周波数変調信号に変換する機能から構

成される。

2)21 号信号受信機能 復調変換部に21 号信号受信機能を追加することにより、既

設の21号方式の観測局や中継局の応答データを受信できる

ものとする。

3)21 号中継制御機能 復調変換部に21 号中継制御機能を追加することにより、既

設の21号方式の中継局について、中継装置の起動・停止等

の制御を行えるものとする。

(7) 特別付加機能(拡張復調変換部)

本部は、2系統並列受信を行う場合に実装するものであり、機能は復調変換部と同様であり、 拡張変換部を選択すると復調変換部と同様に標準機能は実装される。拡張復調変換部の付加 機能については、下記を有するものとする。

1) 時刻制御機能 本装置に実装されている全機能に対して時刻データ (内部処

理用タイマを含む)を提供する。時刻の精度は 25ms 以内とし、必要な精度を確保するため、新設する NTP サーバから、NTP (Network Time Protocol)等により内部クロック校正用の時刻校正情報を受信する。(NTP については、ネットワーク構

成に依存する伝送遅延等の影響を考慮すること。)

2)信号受信機能 2 伝送速度として 1200bps と 200bps 両方の実装が必要な場合

に、追加実装するものとする。

3) 有線接続機能 本機能は、既設 VoIP 装置と接続するためのもので、次のア

~ ウの規格を満足するものとする。また、受信中 (スケル チ、SR、RG) 信号を使用する場合は、エについても規格

を満足するものとする。

ア. 入力レベル : 0~-30dBm の範囲に設定可能

イ. 入力インピーダンス :600Ω±20%平衡

ウ. 方 路 数 :最大6方路

エ. 接続装置側インタフェース条件

① 出力形式 : 無電圧メーク接点② 接点容量 : DC50V、50mA以上② メーク時間 ・ 接続装置側送信中連続

③ メーク時間 :接続装置側送信中連続

4)回線制御機能 本機能は、有線回線の切り替えや切り離しを行うためのもので、オーバーリーチなどによる不要信号の入力を防止する場

合に付加する。

(8) 特別付加機能(回線選択処理部·現用予備切替)

本部は、テレメータ監視装置(現用)とテレメータ監視装置(予備)の2装置について、複数回線の共用および自動・手動による回線選択機能を有するものとする。その他の機能については、既設機能を踏襲するものとする。

## 3-2 電源装置

(1) 耐雷トランス1

本装置は、県庁電気室 12F に設置されるもので、以下の仕様とする。

1)入力電源 : AC200V±10%, 60Hz, 3 φ 3 線 2)出力電源 : AC100V±10%, 60Hz, 1 φ 2 線

 3)容量
 : 20KVA

 4)構造
 : 据置型

(2) 耐雷トランス 2

本装置は、県庁水防情報室 8F に設置されるもので、以下の仕様とする。

1)入力電源 : AC200V±10%, 60Hz, 1φ2線 2)出力電源 : AC100V±10%, 60Hz, 1φ2線

3)容量: 10KVA4)構造: 据置型

5) 外形寸法 : (W) 750×(H) 1200× (D) 600mm 程度

(3) 無停電電源装置 (UPS) 1

本装置は、県庁換気機械室 12F に設置されるもので、以下の仕様とする。

1)運転方式: 常時インバータ給電方式2)入力電源: AC200V±10%, 60Hz, 1 φ 2 線3)出力電源: AC100V±10%, 60Hz, 1 φ 2 線

4) 出力容量 : 10KVA

5) 期待寿命 : 4~5年 (ただし、周囲温度 20℃の場合)

6) 冷却方式 : 強制風冷

7)バックアップ時間 : 最大負荷時において約 10 分程度8)外形寸法 : (W) 95×(H) 285×(D) 165mm 程度

9) 構造 : 据置型

なお、電源装置についても耐震据付設計を実施し、アンカーボルト強度検討を実施する。

#### 3-3 時計装置

(1) 電波時計

本装置は、FM波により時刻補正信号を受信し、監視装置に対し時刻補正信号を出力するものとする。

1) 構造 : 屋内壁掛型

2) 電源 : AC100V±10%, 60Hz

3) 回路数 : 2 回路

4) 時計制度 : 週差±0.7 秒以内 (+5℃~+35℃)

時刻修正時は積算誤差0秒

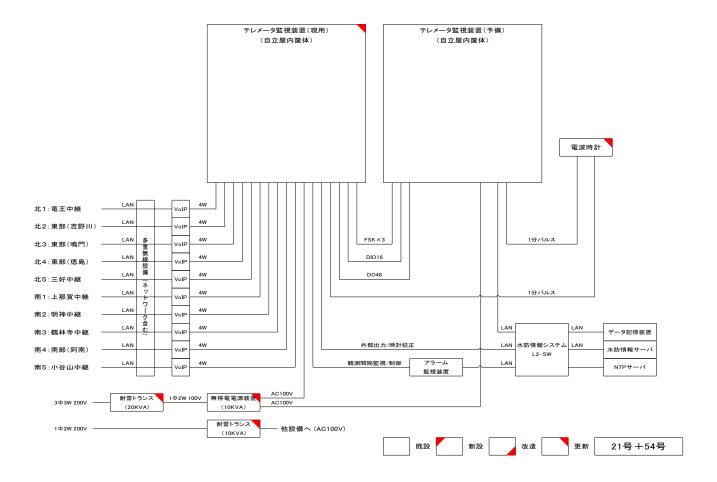
5) 出力信号 : 30 秒有極信号

6) その他 : 屋内用アンテナ付属

なお、時計装置についても耐震据付設計を実施し、アンカーボルト強度検討を実施する。

## 別図-1 機器構成図

## 徳島県庁監視局



## 別表 1 機器構成一覧表

品 名	規格	員 数 県庁監視局(現用)	備考
テレメータ監視局装置	国電通仕21号、54号	-	
監視局装置 監視部		1 1	
基本機能		i	
観測局データ収集機能		1	
観測データ上位送信機能1		1	
システム監視機能		1	
休止項目設定機能 時刻校正機能		1 1	
タイムスケジュール管理機能		1	
タイムスケジュール登録機能		Ì	
観測データ記憶機能		1	
画面表示機能		1	
収容筐体		1	
添付品		1 1	
電源部1 付加機能		1	
スケール変換処理機能	2	ì	
ファイル出力機能		1	
電源部2		1	
電源部二重化回路		1	
特別付加機能		1	
21号観測局呼出制御機能		1 2	
21号並列呼出制御部 21号アドレス変換制御部		2	
並列受信機能		1	
外部入出力機能1		1	
外部入出力機能2		1	
外部入出力機能3		1	
外部入出力機能4		1	
観測データ上位送信機能2		1 1	
21号再呼出機能 パルス入力部		1	
復調変換部		1	
基本機能		i	
試験機能		1	
IP通信機能		1	
信号受信機能1		1	
付加機能 時刻制御機能		1 1	
有線接続機能		5	
信号受信機能2		ĭ	
回線制御機能		1	
特別付加機能		1	
21号呼出符号送出機能		1	
21号信号受信機能 21号中継制御機能		1 1	
拡張復調変換部1		1	
基本機能		1	
試験機能		1	
IP通信機能		1	
信号受信機能1		1	
│ <u>付加機能</u> 時刻制御機能		1	
有線接続機能		1 3	
信号受信機能2		1	
回線制御機能		1	
特別付加機能		1	
21号呼出符号送出機能		1	
21号信号受信機能 21号中継制御機能		1 1	
五十五十二五十五五十五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五		1	
基本機能		1	
試験機能		1	
IP通信機能		1	
信号受信機能1		1	
付加機能		1	
時刻制御機能 有線接続機能		1 2	
信号受信機能2		1	
回線制御機能		1	
特別付加機能		1	
21号呼出符号送出機能		1	
21号信号受信機能		1	
21号中継制御機能		1	
回線選択処理部·現用予備切替 時計装置		1	
電波時計		1	21号時刻校正用
NTPサーバ		1	54号時刻校正用
電源装置			
耐雷トランス1 (20kVA 200V/100V)		1	
耐雷トランス2 (10kVA 200V/100V)		1	
無停電電源装置(10kVA 100V/100V)	<u>l</u>	1	